



報道関係者各位

エコマーク認定基準の制定について (便器などの衛生器具、給水栓、節水器具)

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森 昭夫)は、1月1日付で下記の認定基準3件を制定しましたので、お知らせします。同日より、新基準での認定審査申込の受付を開始しました。

◇No.156「便器などの衛生器具 Version1」(見直し)

◇No.157「給水栓 Version1」(見直し)

◇No.158「節水器具 Version1」(見直し)

【制定(見直し)の要旨】

本認定基準は、従前の商品類型 No.116「節水型機器 Version2」(有効期限 2020年7月31日)を全面的に見直し、「便器などの衛生器具」、「給水栓」および「節水器具」の3つの独立した商品類型として新たに制定したものです。商品類型 No.116 は制定から10年が経過しており、認定期間の長期化が課題として挙げられていたことに加え、最新の法規制や規格、各社の技術開発による製品の進化に対して基準が遅れ気味となっていることも指摘されていました。

こうした状況の下、最新の業界動向および製品性能、ならびにこの先10年の環境政策、とりわけグリーン購入法に対してエコマークが担う役割(同等以上の上位基準、プレミアム基準としての機能)などを踏まえ、全面的に基準の見直しを行いました。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ(<http://www.ecomark.jp/nintei>)で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

TEL:03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度で、1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ウェブサイトでは、最新情報を随時アップしています。URL: <http://www.ecomark.jp/>